

事務所通信

2005年8月号

No. 2



～ お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします ～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.terumori.jp>

お伝えしたいこと

『平成経営者心得帳』という本の中に経営者の心得が載っていました。著者は木村重男さんで社団法人倫理研究所の参与をしている方です。それによりますと経営者の心得は、

1. 会社を倒産させず、さらに会社を繁栄させる使命と責任がある。
2. いかにお客さまに喜んでいただくかに、心血を注ぐこと。
3. 自ら率先垂範して共に働き、共に使われるという心構えで、人を使うこと。
4. 常にお客様を喜ばせ、社員を大切に、その家族からも信頼されること。
5. 私生活においても、社員のよき目標であり、人生の師として恥ずかしくないように心がけること。

ということです。

なかでも1番目の会社を倒産させず、さらに会社を存続繁栄させるということが、私たち経営者にとって1番大切な心得ではないかと思えます。今ある企業のなかの5.5%の企業が倒産もしくは廃業しているということです。別な言い方をすれば企業の寿命が20年位であるということがいえると思えます。コンピューターもしくはITの革新によってインターネットで商品を販売したり、カメラがデジタルカメラに変わっています。このように企業環境はどんどん変化しており、お客さまの要求も変わっています。もともと企業は潰れるようにできているという認識を持ち、経営者自らが勉強をし、情報収集に努めながら、環境の変化に合わせていかなければならないのです。

私どもの事務所でも同じようなことが言え、自分自身勉強していかなければならないと思っています。そしてお客さまのお役に立つ仕事をしていかなければわが事務所の存続はないと思っています。どんなことでも結構ですので、お役に立てることがありましたら申しつけてください。

これからますます、暑くなりますが、お体に気をつけてご活躍ください。



所長 加藤輝守

自動車重量税還付制度

<未使用分の自動車重量税の還付が可能になりました>

自動車重量税の還付制度って何ですか？

本年1月1日から自動車リサイクル法が施行されたことは前月号でお知らせいたしましたが、それと同時に自動車重量税の還付制度もスタートいたしました。自動車重量税の還付制度とは、自動車を廃車にする場合、車検時に支払った重量税のうち未使用部分（期間按分されます）が還付されるというものです。近年、自動車の不法投棄が目立っていることや自動車リサイクルを促進する目的で設けられました。

手続きはどうするのですか？

自動車を廃車にして自動車重量税の還付を受ける場合、次のような手続きにより還付を申請します。

- ① 使用済み自動車の引取業者への引渡し
- ② 引取業者から解体された旨の連絡を受ける
- ③ 「永久抹消登録」又は「解体届出」と同時に各運輸支局（税務署ではありません）に対して還付申請書を提出する

どのくらいの期間で戻ってくるのですか？

還付金の支払い期間については「運輸支局等に還付申請書が提出されてから、おおむね3ヶ月程度」と国税庁は示しています。つまり、上記①、②の処理をした後に還付申請書を提出することを考えますと、実際には廃車手続きを開始してから半年程度かかるケースも考えられます。

誰に還付されますか？

当然のことながら、還付金の支払いを受ける者は“自動車の最終所有者”です。たとえば、リース車の自動車重量税を借主が負担しているような場合、実際に還付されるのは自動車の所有者である貸主となりますので注意が必要です。

なお、国税庁のホームページで、この「自動車重量税の還付制度」の概要や手続き（申請書の記入例など）について詳細が紹介されています。自動車の所有者にとっては有利な制度ですので参考にしてみてはいかがでしょうか。

年金

★平成17年4月1日からの公的年金の主な改正点について、ご確認ください。

保険料	給付	その他
<ul style="list-style-type: none"> ●国民年金保険料を月額280円の引き上げ ●若年者の納付猶予制度の創設 ●国民年金保険料の口座振替割引制度の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ●60歳代前半の在職老齢年金制度の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ●第3号被保険者の特例届出の実施 ●育児休業期間中の厚生年金保険料免除の拡大等 ●国民年金保険料免除の所得基準の一部緩和

★このうち今回は「国民年金保険料の引き上げ」「在職老齢年金制度」について、内容を見ていきたいと思えます。

国民年金保険料の引き上げ

国民年金保険料は、今までの月額13,300円から今年の平成17年4月より毎年4月、月額280円増額し、平成29年に月額16,900円にするというものです。



在職老齢年金制度

働きながら年金をもらうことができる在職老齢年金。今回の改正点も踏まえ、今一度ご確認ください。
まず、平成17年4月の改正点は、**60歳代前半の在職老齢年金の一律2割カットの廃止**です。これにより月額賃金と年金の合計が28万円以下ならば、60歳代前半の老齢厚生年金は全額受給できます。

〔年金の減額される金額の計算〕

年金月額(基本月額) + 総報酬月額相当額 =

老齢厚生年金
12ヶ月

賞与を含む年収
12ヶ月

60歳代前半の場合
ここが28万円以下なら年金は減額されません。28万円超は下表で、ご確認ください。

65歳以上70歳未満の場合
ここが48万円以下なら年金は減額されません。48万円を超えると、超えた額の1/2が支給停止になります。

☆60歳代前半の場合

基本月額	総報酬月額相当額	年金の基本月額から減額される金額
28万円以下	48万円以下	(総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28万円) × 1/2
28万円以下	48万円超	(48万円 + 基本月額 - 28万円) × 1/2 + (総報酬月額相当額 - 48万円)
28万円超	48万円以下	総報酬月額相当額 × 1/2
28万円超	48万円超	48万円 × 1/2 + (総報酬月額相当額 - 48万円)

☆65歳以上70歳未満の場合(平成19年4月からは70歳以上の在職者も含めます)

老齢厚生年金の年金月額と総報酬月額相当額の合計額が48万円を超える場合、その超えた金額の1/2が支給停止になります。

小規模企業共済制度

小規模企業共済とは：事業主・会社役員のみなさんを応援する共済制度です。

《制度の特色》

- * 掛金は、**全額所得控除**となります。
- * 受取る共済金は、退職所得扱い、又は公的年金等の雑所得扱いとなります。
- * 共済金は、一時払い、分割払い又は、一時払いと分割払いとの併用が出来ます。
- * 一定の要件を満たすと事業資金等の貸付が受けられます。

《加入資格》

- * 常時使用する従業員数が、**20人以下(商業・サービス業は5人以下)**の個人事業主及び会社の役員
- * 事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員
- * 常時使用する従業員数が20人以下の協業組合の役員
- * 加入後に従業員が増えても、共済契約は継続できます。

《毎月の掛金》

- * 1,000円 ~ 70,000円(500円刻み) 半年払い、年払いもできます。

《共済金等の支払》

- * 加入者に生じた共済事由によりA共済金、B共済金、準共済金、解約手当金のいずれかが、支払われます。(表1参照)

共済事由及び基本共済金等の額(表1)

共済事由		A共済事由	B共済事由	準共済事由	解約事由
掛金月額10,000円の場合の例		■事業の廃止 (個人事業主の死亡・会社等の解散を含む。) (注)配偶者、子への譲渡及び現物出資により個人事業を会社へ組織変更した場合を除きます。	■会社等の役員 の疾病・負傷又は死亡による退職 (注)任意退職を除く。 ■高齢給付 (65才以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます。) (注)任意退職を除く。	■会社等の役員 の任意退職 ■配偶者、子への事業譲渡 ■現物出資により個人事業を会社組織に変更し、その会社の役員にならなかったとき。	■任意解約 ■12か月以上の掛金の滞納 ■現物出資により個人事業を会社組織に変更し、その会社の役員になったとき。 (なお、この場合において小規模企業者でないときは、準共済事由となります。)
掛金納付月数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
60月	600,000円	652,600円	635,600円	■準共済金額は、B共済事由の80%の額です。この額に付加準共済金を加えたものが掛金合計額を下回る場合は、掛金合計額が支払われます。	■12か月以上の掛金納付月数に応じて、掛金合計額に80%~130%の範囲内の一定の率を乗じて算定した金額が支払われます。(ただし掛金納付月数が240か月未満の場合は、掛金合計額を下回ります。)
120月	1,200,000円	1,430,000円	1,351,600円		
180月	1,800,000円	2,356,000円	2,158,400円		
240月	2,400,000円	3,458,000円	3,078,000円		
360月	3,600,000円	5,737,200円	5,294,000円		

(注1) 共済金A、共済金Bは、掛金納付月数が6か月以上の場合に支払われます。(6か月未満の場合は掛け捨てになります。)

(注2) 準共済金、解約手当金は、掛金納付月数が12か月以上の場合に支払われます。(12か月未満の場合は掛け捨てになります。)

(注3) この表の共済金額は、将来受け取る基本共済金の額で、実際に受け取る共済金の額は、付加共済金の額が算定されている場合はその額が加算されます。(基本共済金とは、掛金月額、掛金納付月数、共済事由に応じて法律により算定される金額です。付加共済金とは、毎年度の運用収入等に応じて経済産業大臣が定める率により算定される金額です。)

(注4) 上記の共済金等の額は、経済情勢や金利水準が大きく変化したときには、共済金等の支給に要する費用及び運用収入の額及び予想等を基礎として検討がなされ、変更されることもあります。

●掛金の全額所得控除による減税額一覧表

課税される所得金額	加入前の税額(A)		掛金月額20,000円(年額240,000円)の場合				掛金月額70,000円(年額840,000円)の場合			
	所得税	住民税	加入後の税額(B)		減税額(A)-(B)	加入後の税額(C)		減税額(A)-(C)		
			所得税	住民税		所得税	住民税			
300万円	240,000円	174,000円	220,800円	153,600円	39,600円	172,800円	102,600円	138,600円		
500万円	536,000円	364,000円	497,600円	340,000円	62,400円	401,600円	280,000円	218,400円		
1,000万円	1,520,000円	954,000円	1,448,000円	922,800円	103,200円	1,268,000円	844,800円	361,200円		

(注1) 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等の諸控除を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。

(注2) 税額は平成17年7月1日現在税率により算定してあります。住民税均等割については、4,000円としてあります。

(注3) 税額は定率減税額控除後の額です。

《加入の申し込み》

- * 県内全商工会及び金融機関の本支店で手続きできます。
- * 当事務所でも、手続きできますので、担当者にお問い合わせ下さい。

倒産防止共済制度

～まさかの時の備えとして～

● 概要

倒産防止共済とは、いわば、「取引先に不測の事態が生じたときの資金手当」。取引先企業の倒産の影響によって、中小企業者の方が連鎖倒産したり、著しい経営難に陥るなどの事態を防止するための共済制度で、中小企業者の方々の経営の安定を図ることを目的としています。

● 加入資格

引き続き1年以上事業を行っている以下の中小企業です。

- ・ 従業員300人以下または資本金3億円以下の製造業、建設業、運輸業その他の業種の会社及び個人。
- ・ 従業員100人以下または資本金1億円以下の卸売業の会社及び個人。
- ・ 従業員100人以下または資本金5,000万円以下のサービス業の会社及び個人。
- ・ 従業員50人以下または資本金5,000万円以下の小売業の会社及び個人。
- ・ 企業組合、協業組合など。

※ 一部の業種に政令に基づく例外があります。

● 特色

《貸付事由》

加入後6ヶ月以上経過して、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等について回収が困難となった場合です。

《貸付金額》

掛金総額の10倍に相当する額か、回収が困難となった売掛金債権等の額のいずれか少ない額となります。
(一共済契約者当たりの貸付残高が3,200万円を超えない範囲)。

《貸付期間》

5年(据置期間6ヶ月を含む)の毎月均等償還です。

《貸付条件》

無担保・無保証人・無利子です(但し、貸付を受けた共済金額の1/10に相当する額は、掛金総額から控除されます)。

《一時貸付金の貸付》

加入者は、取引先事業者が倒産の事態が生じない場合でも、解約手当金の範囲内で臨時に必要な事業資金の貸付けが受けられます。

《掛金》

- ・ 毎月の掛金は、5,000円から80,000円までの範囲内(5,000円単位)で自由に選べます。
- ・ 加入後、増・減ができます。(ただし、減額する場合は一定の要件が必要)。
- ・ 掛金は、総額が320万円になるまで積み立てることができます。

《共済契約の解約》

掛金の納付月数が40ヶ月以上であれば、100%戻ってきます。それ以外は、解約事由、納付月数によって減額されます。

《税法上の処理》

掛金は、保険料として損金算入(法人の場合)、必要経費算入(個人事業者の場合)。

解約した時の解約手当金は、雑収入として益金算入(法人の場合)、収入(個人事業者の場合)。

● 加入申し込み先

お取引先の金融機関の本支店・各市町村の商工会議所で手続きできます。
当事務所でも、手続きできますので、担当者にお問い合わせ下さい。

● 補助金

- ・ 「中小企業倒産防止共済」へ新たに加入されると、糸魚川市から補助金がもらえます。

《補助金額》

掛金の 1 / 2 ただし限度額は、月額 15,000円です。

《補助期間》

3年間

《条件》

特別の事情がある場合を除き、補助期間中(3年)及び、補助期間満了後5年間は、共済掛金の減額及び共済契約の解約ができません。

糸魚川税務署

※平成17年7月6日 糸魚川税務署前発表

法人名	納税地 代表者名	申告所得金額 (千円)	事業年度
田辺商事(株)	糸魚川市寺島2-3-18	80,987	H 16 . 4 . 1 H 17 . 3 . 31
(株)谷村開発	糸魚川市南寺島1-1-16	53,900	H 16 . 4 . 1 H 17 . 3 . 31
明星セメント(株)	糸魚川市上刈7-1-1	519,260	H 16 . 4 . 1 H 17 . 3 . 31

お知らせ

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
8月22日(月) 午前10時30分～午後6時	戦略策定・展開と情報マネジメントについて	加藤税理士事務所	経営コンサルタント 赤塚 陽一先生	3,000円

～ おもしろ雑学 ～

・駐車する時、ダッシュボードに白いバスタオルを広げておくと、夏の太陽を反射して車内の暑さをやわらげてくれる。ハンドルにもかけておくと、熱くて握れないこともなく一石二鳥。

教育マガジン「ソコソコ」-おもしろ雑学集より



会社の広告お手伝いします！！

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。
また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発刊の
事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。



休日カレンダー



8月(葉月)August

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ お盆休み中も当番制で、毎日営業しております。

8月の税務

- 8月1日 所得税予定納税額第1期分の納税
- 8月10日 本年7月分源泉所得税・特別徴収住民税納付
- 8月31日 事業税第1期分の納付
住民税第2期分の納付
土地取得に係る特別土地保有税の申告
本年6月決算法人 法人税等確定申告・納付
本年6月決算法人 消費税確定申告・納付
本年12月決算法人 法人税等中間・予定申告・納付
本年12月決算法人 消費税中間申告・納付
当月決算法人の消費税各種届出書提出

あとかき

いよいよ梅雨明けし、夏も本格的になってきました。今年も各地で水難事故、熱中症による事故がニュースになっています。糸魚川市にも多数の海水浴場があり、連日賑わっているようです。

水難事故防止として、遊泳前に準備運動をする。当然といえば、当然のことですが、なかなか徹底されていないのも事実のようです。また、熱中症予防には、十分な水分補給に留意したいものです。ただ水分を補給するよりも、塩分と糖分を合わせて補給することでより効果が高まります。ですから、炎天下でスポーツをされる方は、スポーツドリンクを用意しておきましょう。

これから一層暑い日が続きます。体調管理に努め、仕事に趣味に充実した毎を送りましょう。

村 井